鹿児島県公報

平成24年6月26日 (火) 第2815号の3



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金) 定価 送料共1箇月2,650円

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告 示

○鹿児島県造林事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱(※)

(森林経営課取扱い) 1

告示

鹿児島県告示第774号

鹿児島県造林事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。 平成24年6月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県造林事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県造林事業補助金交付要綱(昭和63年鹿児島県告示第643号)の一部を次のように改 正する。

第2条第1項第1号中「次号」の次に「及び第3号」を、「場合」の次に「であつて、当該事業が森林法(昭和26年法律第249号)第11条第1項に規定する森林経営計画(以下「森林経営計画」という。)、森林法の一部を改正する法律(平成23年法律第20号)による改正前の森林法(以下「改正前の森林法」という。)第11条第1項に規定する森林施業計画(以下「森林施業計画」という。)又は森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第4条第1項に規定する特定間伐等促進計画(以下「特定間伐等促進計画」という。)(以下「森林経営計画等」という。)に基づいて行われるとき。」を加え、同項第2号を次のように改める。

- (2) 森林環境保全直接支援事業のうち間伐及び更新伐に係るもの 森林環境保全整備事業計画に基づいて行われる場合であつて、当該事業が次のアからウまでのいずれかに該当するとき。
 - ア 森林経営計画に基づいて行われるとき。
 - イ 森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき、多様な森林整備推進のための集約化の促進について(平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知)に定める集約化実施計画(以下「集約化実施計画」という。)の対象森林又は民有林と協調した森林整備等を推進するための地方公共団体等との協定の締結要領(平成15年4月22日付け14林国経第35号林野庁長官通達)に基づき締結された森林施業の一体化を図る団地(以下「森林共同施業団地」という。)の設定に係る協定の対象となつている民有林(以下「森林共同施業団地対象民有林」という。)で行われるとき。
 - ウ 森林法第10条第2項に規定する要間伐森林(以下「要間伐森林」という。)で行われるとき。
- 第2条第1項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。
- (3) 森林環境保全直接支援事業のうち人工造林及び樹下植栽等に係るもの 森林環境保全整備事業計画に基づいて行われる場合であつて、当該事業が森林経営計画等に基づいて行われるとき、又は森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出(以下「伐採造林届出」という。)に基づいて行われる場合(新たに同法第5条に規定する地域森林計画の対象民有林となつた林分において行うものその他の伐採造林届出を要しない場合を含

む。)

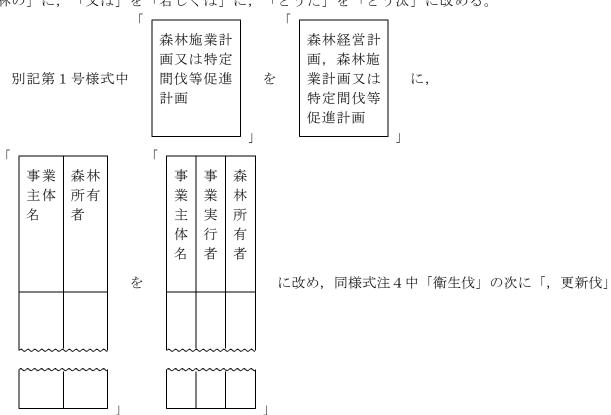
- 第2条第1項に次の1号を加える。
- (5) 環境林整備事業(被害森林整備に限る。) 次のア又はイに掲げる事業主体の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに掲げる場合
 - ア 市町村 当該市町村が自ら所有する森林以外の森林で当該事業を行う場合であつて当 該森林の所有者と協定を締結したとき、又は当該市町村が自ら所有する森林で当該事業 を行う場合
 - イ 市町村以外の事業主体 当該事業主体が自ら所有する森林以外の森林で当該事業を行 う場合であつて、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結したとき。
- 第2条第2項第2号を次のように改める。
- (2) 森林環境保全直接支援事業のうち間伐及び更新伐に係るもの(要間伐森林において、森林法第10条の11の2第1項第2号の契約の締結に関し、同法第10条の11の4第1項(同法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の裁定を受けた者(同法第10条の10第4項の指定を受けた者に限る。以下「施業代行者」という。)が行う場合を除く。) 次のア又はイに掲げる場合に応じ、当該ア又はイに定める基準
 - ア 森林経営計画に基づいて行う場合 補助金の交付の対象となる間伐,更新伐又は間伐及び更新伐について,次条に規定する補助金の交付申請ごと及び森林経営計画ごとに,間伐又は更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計をそれぞれ施行地の面積の合計で除して得た値がそれぞれ1~クタール当たり10立方メートル以上であり,かつ,次の切から切までのいずれかに該当すること。
 - (ア) 間伐又は更新伐の施行地の面積の合計が5ヘクタール以上
 - (イ) 間伐又は更新伐が森林共同施業団地対象民有林で行われる場合であつて、1森林共同施業団地当たりの間伐又は更新伐の施行地の面積の合計が2.5~クタール以上(1森林経営計画の対象森林である場合に限る。),かつ、当該間伐又は更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に行われたと認められる国有林の間伐又は更新伐に相当する施行地の面積との合計が5~クタール以上
 - (ウ) 1森林経営計画の対象森林内における全ての間伐又は更新伐を行うべき施行地において間伐又は更新伐が行われていること。
 - イ 森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づいて行う場合 補助金の交付の対象となる間伐又は更新伐について、次条に規定する補助金の交付申請ごと及び集約化実施計画ごとに、間伐又は更新伐の伐採木の搬出材積の合計を施行地の面積の合計で除して得た値が1~クタール当たり10立方メートル以上、かつ、当該間伐又は更新伐の施行地の面積の合計が5~クタール以上(森林共同施業団地対象民有林で行われる場合にあつては、1森林共同施業団地当たりの間伐又は更新伐の施行地の面積の合計が2.5~クタール以上、かつ、当該間伐又は更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に行われたと認められる国有林の間伐又は更新伐に相当する施行地の面積との合計が5~クタール以上)

第4条第2号中「森林施業計画の認定を」を「森林経営計画について森林法第11条第5項 (同法第12条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の認定を受けた者(以下 「森林経営計画策定者」という。),森林施業計画について改正前の森林法第11条第4項(改 正前の森林法第12条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の認定を」に、 「及び」を「又は」に、「位置づけられた者が森林施業計画等」を「位置付けられた者(以下 「計画策定者等」と総称する。)が森林経営計画等」に、「うち」を「うち森林経営計画又は」 に、「当該森林施業計画」を「当該森林経営計画又は森林施業計画」に改める。

別表の1の部事業主体の欄中「、同令」を「及び同令」に、「、森林施業計画の認定を受けた者及び特定間伐促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者」を「(これらのものが、人工造林又は樹下植栽等を行う場合に限る。)、計画策定者等並びに施業代行者(除伐等、間伐及び更新伐を行う場合に限る。)」に改め、同部イ中「とうた」を「とう汰」に改め、同部カ中「林分」を「林分又は育成しようとする樹木の平均胸高直径が18センチメートル未満の林分」に、「とうた」を「とう汰」に改め、同部キ中「林分」を「林分又は森林経営計画に基づいて行うものであつて森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定めら

れる標準伐期齢(以下「標準伐期齢」という。)に2を乗じた林齢以下の林分」に、「とうた」を「とう汰」に改め、同部ク中「人工林における」を削り、「若しくは」を「又は人工林の」に、「又は」を「若しくは」に、「以下(」を「以下の林分又は森林経営計画に基づいて行うものであつて標準伐期齢に2を乗じた林齢以下(」に、「とうた」を「とう汰」に改め、同部コ中「県森林作業道作設指針(平成23年3月7日付け森整第7293号環境林務部森林整備課長通知」に改め、林作業道作設指針(平成23年3月7日付け森整第7293号環境林務部森林整備課長通知」に改め、

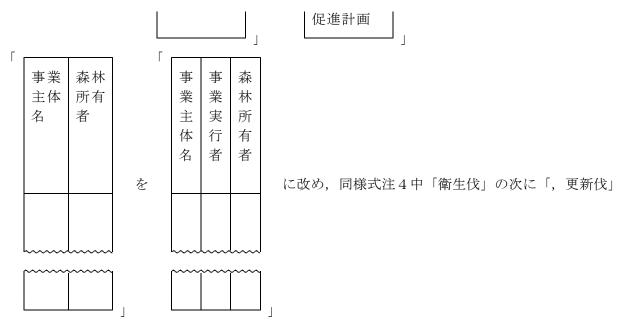
「適合する森林作業道の開設及び改良」の次に「(暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となつた森林作業道の復旧を含む。以下同じ。)」を加え、同表の2の部(1)の項イ及びカ中「とうた」を「とう汰」に改め、同項キ中「人工林における」を削り、「若しくは」を「又は人工林の」に、「又は」を「若しくは」に、「とうた」を「とう汰」に改め、同部(2)の項事業主体の欄中「特定非営利活動法人等」の次に「並びに森林経営計画策定者(当該森林経営計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を行う場合に限る。)」を加え、同項イ及びカ中「とうた」を「とう汰」に改め、同項キ中「人工林における」を削り、「若しくは」を「又は人工林の」に、「又は」を「若しくは」に、「とうた」を「とう汰」に改め、同部(3)の項事業主体の欄中「森林整備法人等」を「森林整備法人」に改め、「森林所有者の団体」の次に「並びに森林経営計画策定者(当該森林経営計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を行う場合に限る。)」を加え、同項イ及びオ中「とうた」を「とう汰」に改め、同項キ中「人工林における」を削り、「若しくは」を「又は人工林の」に、「又は」を「若しくは」に、「とうた」を「とう汰」に改める。



を加え、同様式注 5 中「には」の次に「、森林経営計画」を加え、同様式注中11を12とし、10 を11とし、9を10とし、8を9とし、7の次に次のように加える。

8 事業実行者の欄には、森林所有者又は事業発注者からの委託又は請負により実作業を行った者を記入する(事業主体が自ら所有する森林で自ら作業を実施した場合は、記入を要しない。)。

森林施業計 画又は特定 別記第2号様式中 間伐等促進 を 業計画又は に, 計画 特定間伐等



を加え、同様式注 5 中「には」の次に「、森林経営計画」を加え、同様式注中11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7の次に次のように加える。

8 事業実行者の欄には、森林所有者又は事業発注者からの委託又は請負により実作業を行った者を記入する(事業主体が自ら所有する森林で自ら作業を実施した場合は、記入を要しない。)。

附則

- 1 この要綱は、平成24年6月26日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県造林事業補助金交付要綱の規定は、平成24年6月26日以後に交付の決定がなされる補助金について適用し、同日前に交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。